

5 東彼教告示第 3 号

令和 5 年教育委員会規則第 3 号

東彼杵町総合会館教育センター分室の設置及び管理に関する施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 2 2 日

東彼杵町教育委員会

教育長 粒崎 秀人

東彼杵町総合会館教育センター分室の設置及び管理に関する施行規則の一部を改正する規則

東彼杵町総合会館教育センター分室の設置及び管理に関する施行規則（平成１３年教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（開館時間） 第２条 東彼杵町総合会館教育センター分室（以下「教育センター分室」という。）の開館時間は、次の各号によるものとする。 （１） 火～土曜日は、午前９時から午後<u>７時３０分</u>まで、日曜日は午後５時までとする。<u>ただし、図書室は火～土曜日の夏季期間（７月１日～８月３１日）に限り、午後８時までとする。</u> （２） （略）	（開館時間） 第２条 東彼杵町総合会館教育センター分室（以下「教育センター分室」という。）の開館時間は、次の各号によるものとする。 （１） 火～土曜日は、午前９時から午後<u>８時</u>____まで、日曜日は午後５時までとする_____ （２） （略）

附 則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。